

京都丹波スマート環境教育推進プラットフォーム設置要領

(目的)

第1条 「森の京都」の豊かな自然を守り、京都丹波地域の次代の子ども達に繋げていくため、ICTを活用した環境教育プログラム等（以下「プログラム」という。）を通じて、子ども達が「自分で調べる力」「自分の考えを相手に伝える力」を養い、自ら行動できる人材の育成を目指し、学識経験者、NPO、学校現場の経験者、民間企業等が、プログラム等に関する意見交換及び情報交換を行うとともにプログラムの作成及び実施する場として「京都丹波スマート環境教育推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を設置する。

(構成員)

第2条 プラットホームの構成員は次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 非営利組織（NPO）
- (3) 民間企業
- (4) 学校現場の経験者
- (5) 行政機関
- (6) その他

(委員)

第3条 プラットホームの委員は、学識経験を有する者等とする。

- 2 委員の任期は、各年度の3月31日までとする。
- 3 委員長は、互選により選出する。
- 4 委員長は、会議の議事を運営する。

(委員の役割)

第4条 プラットホームの委員は、プラットフォームの運営及びプログラムの作成・実施に当たり、次に掲げる意見を述べるものとする。

- (1) プラットホームの事業内容に関すること。
 - (2) プログラムの内容に関すること。
 - (3) その他プラットフォームの事業の実施に当たり必要と認められる事項
- 2 委員は、プラットフォームが実施する事業等に参加することができる。

(メンバー)

第5条 プラットホームのメンバーは趣旨に賛同する者とし、参加・脱退は任意とする。

- 2 メンバーは会議及びプラットフォームの運営並びにプログラムの作成に協力するものとする。

(事務局)

第6条 事務局は、京都府南丹保健所環境衛生課に置く。

(会議等)

第7条 会議の開催、プログラムの実施、プログラム作成作業の際は、京都府南丹保健所長（以下「所長」という。）が招集する。

(参考人)

第8条 所長は、必要があると認めるときは、会議に専門的事項に関し学識経験を有する者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は原則として公開とする。ただし、所長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し、必要な事項は、所長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成30年7月31日から施行する。(改正施行日とする。)
- 2 この要領は、平成31年4月1日から施行する。(改正施行日とする。)
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。(改正施行日とする。)
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。(改正施行日とする。)
- 5 この要領は、令和4年4月1日から施行する。(改正施行日とする。)
- 6 この要領は、令和5年4月1日から施行する。(改正施行日とする。)
- 7 この要領は、令和6年4月1日から施行する。(改正施行日とする。)